

平成19年度 国立大学法人広島大学 年度計画

【平成19年3月30日 文部科学大臣へ届出】

※年度計画の各項目の○数字は、中期計画の○数字に対応

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

【教養教育の成果に関する具体的目標の設定】

- ①～④ 到達目標型教育プログラムにおける、教養教育科目区分の再編が、中期計画の実現に向けて機能しているかを調査する。
- ⑤a. 「世界平和と国際協力」に関する科目を6科目開講し、国際社会に貢献する人材を育成する科目として定着させる。
- b. 国際大学ネットワーク（INU）加盟大学と連携して、Global Citizenship Seminarを引き続き実施するとともに、平和に関する授業科目（WebCTによるOnline授業等）の充実を図る。

【卒業後の進路等に関する具体的目標の設定】

- ①～②a. 進路・就職支援を継続して実施するとともに、内容の改善を検討する。
- b. 大学入学時から、進路について考える機会を持てるよう、平成18年度に作成した新入生対象の「キャリアデザインガイド」を更に充実させ配布する。また、各学部の2～4年生向けのキャリアガイダンスを実施する。
- c. 卒業生等によるキャリアセミナー等を実施し、関係者の意見を聴取するなどして、内容の改善を検討する。

【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】

- ①a. 蓄積したTOEICのスコアを用いて学生の英語力の推移を分析する。
- b. 学生の英語力と到達目標を比較し、教育課程・教育内容を検討し、改善する。
- ② 卒業生等によるセミナー等を通して、社会・企業が求める人材像を引き続き把握し、本学が進める「挑戦する・行動する」人材の育成を推進する。

(大学院課程)

【大学院の教育成果に関する具体的目標の設定】

- ① 博士学位の水準や審査の透明性・客観性を確保しながら、修業年限内に学位取得させるため、体系的・組織的な指導体制、複数指導教員制について検討する。
- ② 博士課程前期の学生のために、各研究科・専攻で掲げた人材養成の目的に沿うように、教育カリキュラムを体系的に編成するなど、教育の質的改善に向け、協議検討する。
- ③ 質の高い課程博士を輩出するために、博士学位の取得プロセスの中で、学生が国際的に質の高い学術論文を書くことのできる能力を身につけさせるための教育指導システムを検討する。また、研究分野の特性に応じて、大学院生の英語能力を高めるためのシステム及び英語で学術論文を書くことのできるような体系的・組織的な指導法について検討する。

【修了後の進路等に関する具体的目標の設定】

- ① 博士課程前期においては、大学院生の就学支援のために組織した全学的なワーキングを中心に、キャリアセンターや入学センターとも連携し、各研究科・専攻レベルで、キャリアパス形成に関する指導、博士課程後期への進学を支援する方策を強化する。
- ② 博士課程後期においては、学術振興会の特別研究員への応募採択のための支援を検討するなど、進路指導を強化する。

【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】

- ① 全学及び各研究科・専攻レベルで、教育・研究指導状況、学会発表、論文の執筆、学位授与率等教育成果に関する点検評価を実施する。
- ② 修了生等によるセミナー等を通して、社会・企業が求める人材像を引き続き把握し、本学が進める「挑戦する・行動する」人材の育成を推進する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 (学士課程)

【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】

- ①a. 選抜方法等が、アドミッション・ポリシーに応じたものになっているか見直しを行う。
- b. 広島大学AO選抜による入学者並びに一般選抜（前期日程及び後期日程）の入学者別の追跡調査を継続する。
- ② 時代にふさわしい入学者選抜方法及び全学的な教育体制を引き続き検討する。
- ③ 平成17年度の検討結果及び入学者の成績実態調査に基づき、大学入試センター試験の取扱いや利用方法を含めた平成21年度以後の入学者選抜方法を決定し公表する。
- ④a. 高大接続、大学院進学と関連付けた総合的な広報活動を継続する。
- b. 平成18年度の検討結果に基づき、地方試験の実施が適切である募集単位について先行して実施する。また、他の募集単位についても本学以外の地域で実施する可能性があるかどうか引き続き検討を行う。

【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】

- ③ 各教育プログラムにおいては、各教育プログラムが設定した定量的な到達度測定を実施し、その結果を改善に結びつける。
- ④a. 特定プログラムの履修状況を把握し、分析するとともに、特定プログラム及び副専攻プログラムについて種類を増やし、内容の充実を図る。
- b. (学部・学科)横断型プログラム実施状況を調査し、問題点を抽出する。
- ⑤ 平成18年度から実施した一部の教育プログラムに加えて、他の教育プログラムにおいても学士課程教育と大学院課程教育とをリンクさせる仕組みについて検討する。
- ⑥ 平成18年度に設置した教員養成会議（カリキュラム部会，教育実習部会，介護等体験実習部会）において、教育方法，教育内容等について企画・立案する。
- ⑦ フェニックス入学者に対応した履修基準及び修業年限の弾力化についての課題を分析し、更に検討を進める。
- ⑧ 課外活動及びボランティア活動の調査結果を勘案し、各学部等の意見も聴取した上で課

外活動の活性化策及びボランティア活動の推進策の具体案を策定する。

【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】

- ①a. 基盤科目の内容や課題について点検する。
- b. 平成18年度実施した補充教育の問題点を明らかにして、継続的向上を図る。
- ② 少人数教育を実施している授業等について、学生アンケート等により少人数教育の成果について検証する。
- ③ リメディアル教育のメディアコンテンツの導入に向け、具体案を検討する。
- ④a. 考える力をつけ、課題解決能力を育てる一つの施策として、事前・事後指導を充実させ、広島大学が受入先を独自に開拓し、本学学生を優先的に受け入れるインターンシップを本格的に実施する。
- b. 学士課程学生に地域連携事業等への参加機会を継続的に提供する。

【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】

- ① 教育内容に応じたシラバスの作成・実施に関し、PDCAを進めるとともに、シラバスの内容を学生に周知する。
- ② 学生の到達度及び成績に関する基礎データを収集し蓄積するとともに、学生の学習意欲を高めるためのチューティング（学生指導）方法等の指導体制を検討する。
- ③ 平成18年度に構築したシステムにより、到達度を学生に伝達する。
- ④ 評価結果に基づくPDCAシステムを検証する。

（大学院課程）

【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】

- ① 各研究科・専攻において、入学者受入方針を反映させた入学者選抜を実施しているかを検証し、入学者選抜方法及び広報体制の改善を全学的視野から進める。
- ② フェニックス入学制度や社会人入学制度、推薦入学制度の課題について整理し、改善のための検討を行う。
- ③a. 大学院のアドミッション・ポリシーに関するホームページの整備を完了する。
- b. 新年度入学の留学生に対して留学の動機に関するアンケートを実施し、パンフレット配布の効果を検証する。
- ④ 北京研究センターを活用し、アドミッション・ポリシーに応じた入学試験を実施し、留学生の受入れを拡充する。

【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】

- ① 各研究科・専攻レベルで、大学院教育改革支援プログラムへの申請等を通して、学問の高度化、複合化と社会的ニーズに対応した教育カリキュラムの改善を推進する。
- ② 専門と関連する分野の基礎的素養を涵養する観点から、研究科・専攻、特定の専門分野を超えたカリキュラム編成について検討する。
- ③ 各研究科・専攻において、人材養成の目的や教育目標に合致した組織的、体系的なカリキュラム編成について検討する。
- ④ 高度専門職業人養成に特化した実践的教育のため、体系的カリキュラムの一層の充実を図る。

- ⑤ 博士課程後期の学生の質的向上のために、組織的・体系的な指導を強化するとともに、研究環境の改善に努め、学生による質の高い学術研究の推進を図る。
- ⑥ 学位の国際性、信頼性を図るため、博士課程後期のカリキュラムを点検整備するとともに、学位取得基準を明確にした上で周知し、学位取得基準に沿った学位審査を行う。

【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】

- ① 先端的研究に直結した教育のために、教員との共同研究を通じた指導を強化する方策について検討する。
- ②a. 考える力をつけ、課題解決能力を育てる一つの施策として、事前・事後指導を充実させ、広島大学が受入先を独自に開拓し、本学学生を優先的に受け入れるインターンシップを本格的に実施する。
- b. 大学院課程学生に地域連携事業等への参加機会を継続的に提供する。
- ③ 大学院学生の学会発表や学術論文の執筆を、研究科等の特性に応じた的確に指導しているかどうかについて検証する。
- ④ 大学院課程における外国語教育のニーズ分析を行い、全学的な観点からカリキュラム及び実施体制について検討を行う。
- ⑤a. 海外教育研究拠点を活用し、国際交流協定校等との共同研究指導を試行する。
- b. 連携融合事業「平和構築に向けた社会的能力の形成と国際協力の在り方に関する調査研究」を、全学体制で引き続き推進する。
- c. 海外の大学等と連携し、共同で実施するジョイントマスタープログラム開発に係る協議及び調査を進める。

【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】

- ①a. 各授業の目標や授業方法、成績評価基準をシラバスに明示し、学生に周知させるとともに、より厳格な成績評価を行える体制について検討する。
- b. 学位論文審査は、必要に応じて外部審査委員を加え、学位授与基準による公開審査を継続する。また、現状の学位授与基準が全国的、国際的な基準を満たしているかを検証する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【適切な教職員の配置等に関する具体的方策】

- ① 教育主担当教員を配置する新たな制度の整備を図る。
- ② TAの配置状況が適切に行われているかどうかを点検する。
- ③ 大学院教育の全学協力体制の在り方について協議し、各研究科・専攻間の連携を強化する。

【教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策】

- ①a. 全学的な教養教育の講義環境の充実を図るため、老朽化した教育機器等を更新する。
- b. 中央図書館、カフェ等に無線LANの整備を行う。
- c. 全学（情報メディア教育研究センターを含む。）の教育用情報環境の内、教育用情報端末に関する整備計画を策定する。
- d. 継続して、学生パソコンの所有を促進するため、学部の協力の下、入学時におけるパソ

コンの購入を推奨する。

- e. キャンパス情報ネットワーク（HINET）の更新に合わせて支線ネットワークの高速化整備に着手する。
- ②a. LL教室及びCALL設備の更新に向けて、関係部局等と連携しながら具体案を策定する。
- b. 遠隔講義システムについて、東広島―東千田間の整備を続けるとともに、平成17、18年度に設置された東広島―霞間のシステムの利用状況、教育効果、利用上の問題点を抽出し、今後の3キャンパス一体化に向けた整備の方針・維持体制の在り方を検討する。
- ③a. 学術情報の安定的確保に向けた検討を進める。
- b. 学術情報リポジトリの充実を図るとともに、学内の関連データベースとの連携について検討を進める。
- c. 引き続き電動集密書架導入計画を策定し、学術情報の電子化推進と全学的な蔵書スペースの有効活用を図りながら、ハイブリッド型図書館の構築を進める。
- d. ユーザビリティ向上を志向した図書館システムの導入を図る。
- e. 情報メディア教育研究センター等と連携し、学生が学習に必要な情報を探す力を身につけるための情報リテラシー教育を実施する。
- f. 図書館利用支援機能充実のため、教職員向け利用ガイドを作成する。
- ④ 平成18年度に設置した総合博物館の学術標本資料の収集を引き続き行うとともに、『キャンパスまるごと博物館』に向けたサテライトの整備充実を進める。

【教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策】

- ①a. 学生の授業評価について、次期学生情報システムを利用したオンラインアンケート実施方法と活用方法を検討する。
- b. 教員相互の授業参観については、前年度の検討結果を踏まえて、実施方法等を企画する。
- c. 教育プログラムの点検・評価を実施し、教育プログラムの状況を把握する。また、点検・評価の方法に関して問題点の有無を調査し、問題がある場合は改善策を検討する。
- ②～③ 教育活動に関して、教員の個人評価の基本方針に基づき、年次評価及び定期評価を試行する。

【教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策】

- ① 大学院課程におけるFDを最優先課題とし、実施方法等については、全学組織において検討する。
- ② 附属学校で平成18年度に実施した第1回広島大学附属学校園合同全国フォーラムの効果を分析するとともに、引き続き、実施について検討を行う。
また、附属施設をFDの場として活用することについては引き続き検討する。
- ③～④ 平成20年度から運用開始される次期学生情報システムにCMSを連携させ、すべての授業科目で利用可能になるよう準備を進める。教職員のCMS利用にあたって必要なデジタルコンテンツ作成、著作権処理等を支援する全学的組織の在り方について検討する。
- ⑤ 平成18年度に整備したサバティカル研修制度の導入を図る。

【全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策】

- ①a. 「英語プロフェッショナル養成特定プログラム」「ドイツ語プロフェッショナル養成特定プログラム」を実施する。
- b. 各特定プログラムの教育内容・教育方法について点検し、更なる充実を検討する。
- c. 既存の教養教育カリキュラムにおいて、教育内容・教育方法の充実を検討する。
- d. 「情報メディア特定プログラム」を実施する。
- ② スポーツ科学センターにおける更なる教育・研究活動の充実を図ると共に、地域社会との連携事業を行う。

【学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項】

- ①～② 教育プログラムの点検・評価を実施し、教育プログラムの状況を把握する。また、点検・評価の方法に関して問題点の有無を調査し、問題がある場合は改善策を検討する。併せて、大学院課程の点検・評価の方法について検討する。
- ③～④ 教育プログラム実施における担当教員会の機能について点検する。
- ⑤a. 平成18年度に提言した「広島大学における教育研究体制について」を踏まえ、大学院教育の実質化による高度専門職業人養成に特化した実践的教育を推進する。
- b. 大学院におけるMO T教育を推進するための教育実施体制を確立する。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策】

- ①a. 平成18年度に検討した各学部・研究科の業務と学生総合支援センターの業務の見直しに基づき、更なる学生支援業務の一元化を検討する。
- b. 平成18年度入学生（新教育課程履修者）に対して実施した学習支援策について点検・評価し、学習支援システムを完成させる。
- ② ピア・サポート・システムの更なる充実を図るための具体案について課題等を整理する。
- ④ 「特色ある大学教育支援プログラム」の高等教育のユニバーサルデザイン化を更に充実させる。
 - ・ 3キャンパスの支援体制の拡充と連携。
 - ・ 音声認識技術等を利用した情報保障方法の試行運用継続。
 - ・ 支援技術リーダー育成カリキュラムの実施継続と課題の検討。
- ⑤a. 「学生ボランティアセンター」の広報活動が効果的であったか見直しを行い、「学生ボランティアセンター」の充実を図る。
- b. ボランティア情報の分析を行い、効果的なボランティア活動の具体案を策定する。
- c. サークル団体への支援策の課題整理を行う。
- ⑥a. 東広島地区、東千田地区、霞地区の担当者による情報交換会を開催し、キャンパス内の相談体制の充実を図るための具体案について、課題等の整理を行い実施する。
- b. 3キャンパス支援体制の整備と運用の点検を行う。
- c. 東広島地区と広島地区の人的配置の在り方を検討し、必要に応じて人員を配置する。
- d. 附属病院や地域医療機関等と連携するとともに、その運用の検討を継続する。
- ⑦ 平成18年度に検討した次世代学生情報システムの教務事務機能及び学生支援機能の開

発に着手する。

【生活相談・就職支援等に関する具体的方策】

- ① 学内の学生支援プログラムと連携を図り、学生への個別支援を強化する。
- ②a. 授業科目「学生生活概論」の内容充実を図り、継続して開講する。また、教職員向けには学生生活上の安全教育・トラブル防止対策等に関するFDを実施する。
- b. 派遣・受入学生の留学時における全学的視点にたった危機管理対応マニュアルを構築する。
- ③a. 教職員に対して人材バンク登録の募集を行う。
- b. 指導者の役割・責任範囲の基準を策定する。
- c. 前年度の整備状況を基に「体育施設等長期整備計画」を見直す。
- ④a. 前年度の西条共同研修センター利用者パンフレットを更新して、利用促進を図る。
- b. 西条共同研修センター及び西条総合運動場の施設整備計画の具体案に基づき整備を進めると共に、課題を整理する。
- c. 平成18年度計画において策定された解決策を基に、学生組織の整備・充実を支援するために施設使用の改善等を実施する。
- d. 体育会、音楽協議会等の代表者と副学長（学生担当）との懇談会を開催し、学生の意見を聴取することにより、学生組織の整備・充実を支援する。

【経済的支援に関する具体的方策】

- ②a. 図書館において、ジュニア・ティーチング・アシスタント制度を導入し、非専門的業務において本学の大学院生や学生を雇用し、経済的な支援を行う。
- b. 新たなキャンパスツアーとしての『キャンパスガイド』に学生を雇用し、社会的・実務的経験をさせる。

【社会人・留学生等に対する配慮】

- ③a. 情報ネットワーク等により学内コミュニケーションを更に促進するとともに、コミュニケーション言語の多言語化を一層促進する。
- b. Webストーリーミングシステムの整備を完了する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【目指すべき研究の方向性】

- ① 世界をリードする研究分野を研究拠点として形成するための支援制度を引き続き検討する。
- ②a. 個性的な基礎研究の推進策を検討する。
- b. 「広島大学研究支援金」による、若手研究者のより独創的な研究への支援に向けて現行制度の見直しを行う。
- ③a. 学内で措置する各種助成金により、基礎と応用の緊密な連携・融合による新たな研究分野を継続的に公募し、支援する。
- b. 融合的な研究組織の支援を継続するとともに、新たな分野の組織化を図る。

- ④a. 学内研究グループの組織化を推進し、それを研究基盤、研究資金等の面から支援する制度を確立する。
- b. 上記支援制度に基づいて、第3期科学技術基本計画等の重点研究分野に対応する学内研究グループ及び学内公募による自律的な学内研究グループの組織化を支援する。
- c. 学内研究グループによるプロジェクト型研究活動の推進を支援するとともに、外部資金等を活用した大型プロジェクト研究への発展を推進する。
- ⑤ 平成17年度に答申した「平和を希求する精神の実現について」の行動計画を策定するとともに、その計画に沿った平和科学研究のための体制の整備を行う。
- ⑥ 「広島大学地域貢献研究」事業を継続実施することにより、地域に貢献するための研究を支援する。

【大学として重点的に取り組む領域】

- ① 世界をリードし得る学術研究領域を以下の三つの区分で選び出し、重点的な育成を図ることにより、研究拠点形成を促進する。特に、2)及び3)の学術研究の領域に関しては、国家プロジェクトに積極的に応募できる体制を策定する。
- 1)a. 研究課題「テラビット情報ナノエレクトロニクス」、「21世紀型高等教育システム構築と質的保証」は、拠点化する。
- b. 研究課題「放射線災害医療開発の先端的研究教育拠点」、「社会的環境管理能力の形成と国際協力拠点」は、拠点形成の最終構想について検討する。研究課題「超速ハイパーヒューマン技術が開く新世界」は、関連する学術研究領域の活動を一定の基準で評価しつつ、21世紀COE終了後の拠点形成の方向を検討する。
- c. 平成19年度から募集の始まったグローバルCOE採択課題に対する支援を行う。
- 2) 既に高い研究遂行ポテンシャルを有すると考えられる次の課題に関連する学術研究領域の拠点形成の方向を検討する。
- ・ストレス脆弱性克服に挑む教育科学と脳科学
 - ・量子情報生命融合による新生命観形成拠点
- 3) プロジェクト研究センターの制度の見直しを行うとともに、国際的に高い評価を受ける学術研究領域の重点的育成を図る。
- ② 平成18年度に提言した「広島大学における教育研究体制について」に基づき、各研究科で大学院教育の実質化を行った上で、可能なところから大学院改組・再編に取り組む。

【成果の社会への還元に関する具体的方策】

- ①a. 学内の多様な知的資源の社会還元を一層推進するために、学術情報リポジトリの充実を図るとともに、学内の関連データベースとの連携について検討を進める。
- b. 学内の多様な知的資源を社会へ還元し、その成果により地域の活性化・発展に寄与するための各種施策を実施する。
- ③ 大学発ベンチャービジネスの起業・育成を推進するための各種施策を実施する。
- ④ 社会的ニーズに応える重点分野の研究を積極的に推進するための環境を整えることを目的として、学内研究組織等と行政・民間組織による地域連携活動等の各種連携施策を継続して実施する。

- ⑤ 出版会において、事業計画のもとに学術書等を刊行し、これまでの事業の評価改善を行う。
- ⑥ 社会連携室会議において、社会連携活動全般に係る企画・立案及び業務統括等を行うとともに、地域社会と連携して、大学の研究成果と外部資金による各種共同プロジェクトの開発に努め、大学の地域連携事業として展開する。

【研究の水準・成果の検証に関する具体的方策】

- ① 国内外及び学内における研究活動の情報を収集・整理し、分析を行う。また、情報収集の項目の検討を継続して行う。
- ② 組織単位の研究活動において、明確な研究目標を設定し、研究を推進する。
- ③ 研究活動等の評価に関して、国立大学法人評価、認証評価へ対応する仕組みを構築する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】

- ① 大学として重点的に取り組む領域を中心に、学術研究推進のために必要な研究者等の重点的配置を行う。
- ② 平成18年度に提言した「広島大学における教育研究体制について」に基づき、各研究科で大学院教育の実質化を行った上で、可能などころから大学院改組・再編に取り組む。
- ③ 優れた研究業績を上げ、世界をリードし得る研究領域を洗い出し、本学の存在感を高める研究領域の中の重点課題研究に研究者を配置する。
- ⑤a. 特任教員制度等の活用や外国人研究者に対する支援の強化等により、国内外からの優れた研究者の招へい策を実施する。
- b. 世界から優れた外国人研究者を招へい・登用するため、英語による国際公募、宿泊施設の借上げ、学内表示・申請書の多言語化、支援組織のSD（語学研修、国際理解）を実施するなど、研究環境や生活環境を積極的に整備し、組織的な受入体制の充実を図る。
- ⑦ 技術センターの整備と充実のため、移行計画を段階的に実施する。
- ⑧a. 研究主担当教員を配置する新たな制度の整備を図る。
- b. 平成18年度に整備したサバティカル研修制度の導入を図る。

【研究資金の配分システムに関する具体的方策】

- ① 学術室の研究推進支援機能を活用し、研究活動の評価を行い、資金の重点投資を試行する。
- ②a. 従来の競争的配分システムを見直すとともに、新たなシステムの構築を検討する。
- b. 競争的資金獲得に伴うインセンティブを付与するため、従来の間接経費の配分の見直しを行う。

【研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策】

- ① 研究設備の効率的な活用を図るための運営システムを策定する。
- ② 設備の更新や新規設備の導入のため、設備計画マスタープランを策定する。
- ③a. 平成19年度から国立情報学研究所が運用を開始する予定の次世代学術情報ネットワーク（SINET3）に対応した利用環境を整備する。

- b. S I N E T 3の本学における高度な研究への活用と円滑な運用を図る。
- ④ 平成18年度に設置した総合博物館の学術標本資料の収集を引き続き行うとともに、『キャンパスまるごと博物館』に向けたサテライトの整備充実を進める。

【知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策】

- ① 特許総合管理システム（TOPAM）の活用等により，知的財産のトータル・マネジメントを継続的に行う。
- ②a. 広島TLOとの提携強化に基づき，継続的に知的財産の技術移転を促進する。
- b. 産学連携センターとVBL研究プロジェクトとの連携強化に基づき，技術移転に繋がる研究成果の創出・生産を促進する。

【研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策】

- ① 全学の教員に係る点検・評価及び新教員活動状況調査システムを活用して，教員の研究活動・研究成果を把握し，質の向上に資する方策について検討する。
- ② 研究活動に関して，教員の個人評価の基本方針に基づき，年次評価及び定期評価を試行する。

【全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策】

- ① 原爆放射線医科学研究所及び本学が戦略的に研究を推進する特別研究センター（放射光科学研究センター（全国共同），ナノデバイス・システム研究センター，高等教育研究開発センター，教育開発国際協力研究センター）の拡充を通じて，全国レベルの共同研究を推進する。
- ② 自然科学研究支援開発センターの再構築体制を見直し，学内共同研究の更なる促進を図る。

【学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項】

- ① 新しい知の創造を目指した大規模プロジェクト研究に積極的に参加できるよう，組織にとらわれない研究グループを編成し，それを全学的に支援する体制を構築する。
- ② 平成17年度に答申した「平和を希求する精神の実現について」に基づいて，平和科学研究センターの整備・強化を段階的に進める。
- ③ 特色ある優れた研究グループの組織を時限的に「プロジェクト研究センター」として措置し，その研究領域の推進を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

（1）社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

【地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策】

- ① 産学連携及び地域連携活動に関連する情報を収集・分析し，社会連携室で次年度の事業計画を企画する。
- ②a. 地域連携事業を推進するための窓口・コーディネート機能を強化し，民間団体や地方自治体との連携を拡充・強化するための諸施策を継続的に実施する。
- b. 緊急被ばく医療推進センターを中心に，西日本ブロックの原子力発電所の立地府県及びその隣接府県で構築されている地域の緊急被ばくネットワークとの連携推進事業（防災訓

練参画，緊急被ばく医療研修会の開催等）を実施する。

- c. 広島地区の緊急被ばく医療協力機関（2～3機関）との機関間協定を締結する。
- ③ 「広島大学地域貢献研究」事業を実施するとともに，発展系としての「広島大学地域貢献発展研究」事業（仮称）の検討を開始する。
- ④a. 学内の教育研究成果のデジタルコンテンツ化を進めるために，学術情報リポジトリの充実を図るとともに，学内の関連データベースとの連携について検討を進める。
- b. 貴重資料のデジタルコンテンツ化を進めるために，図書館研究開発室による貴重資料の整理を一層促進する。
- c. 地域の生涯学習機関や放送メディア等と連携し，地域の生涯学習の場に本学教員を講師として派遣するとともに地域の個人でも利用可能な教材等を継続して提供する。
- ⑥a. 東広島市，福山市及び福山商工会議所との連携体制を強化し，西条サテライトオフィス及び福山サテライトオフィスにおける地域連携活動を充実させる。
- b. 首都圏所在の企業や民間団体等を訪問し，首都圏でのニーズを継続的に収集する。
- c. 地域との交流を一層促進するために，広島県内の公共図書館との連携を図る。
- d. 図書館地域交流プラザの一層の活用を図る。
- e. 地域医療機関と連携し，医療従事者の文献入手に対する支援方法を検討するため，調査を行う。

【産学官連携の推進に関する具体的方策】

- ② 企業と学内研究グループとの研究会方式による広島大学発先端テーマ研究会の設立及び運営を継続的に支援する。
- ④ 大学の研究技術・成果を広く社会に公開するための各種施策を実施する。
- ⑤ 産学連携センターにおいて，訪問計画に沿った企業訪問を実施し，継続的に企業情報・ニーズを収集する。
- ⑥ 中国地域産学官連携コラボレーション会議に積極的に参加し，継続的に中国地区の産学官連携を推進する。
- ⑦ 前年度の検討結果を踏襲し，広島TLOとの連携体制を強化する。また，TLO参加大学等との組織作りに他大学の参画を働きかける。
- ⑧ 企業等との包括的共同研究を推進する。

【地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策】

- ②a. SCSを利用した共同授業に関する調査結果に基づき，高専を含めた配信を試行する。
- b. 放送大学との単位互換モデル構築に向けた研究プロジェクトについて，対象学部を拡大して調査する。
- c. 教育ネットワーク中国の単位互換等の教育研究面の交流を継続して推進する。

【留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策】

- ①a. 国際センター（仮称）構想を構築する。
- b. 民間宿舎の借上げ方策について引き続き検討する。
- ②a. 北京研究センターと首都師範大学との連携により，本学学生を対象にした派遣型中国語サマースクールを1クラス程度実施する。

- b. 海外協定校及びI N U加盟大学と連携した教育方法の改善，語学研修，国際理解等教職員の短期・長期派遣型のF D・S Dを実施する。
- ③a. 北京研究センターの組織・支援体制を更に整備する。
- b. 県内大学等が北京研究センターを共同利用して学生募集，語学研修等の活動が行える環境を改善し，順次実施する。
- c. 他の海外拠点の設置に関する具体案について更に検討し，学内関係部署や海外協定校等との協議や調査を開始する。
- ④a. 英文，中国語ホームページのコンテンツを一層充実し，多言語化を図る。
- b. I N U事業であるGlobal Citizenshipの「第2回平和セミナー」を広島で開催する。
- c. I N U加盟校や協定校を対象とした日本語・日本文化の受入型サマースクールを試行する。
- ⑤ 前年度開講したW e b C Tを利用した教養教育の授業科目の改善を図り，更に充実させる。
- ⑥ 米国のア kred i t e e s i o n 機 関 と の コ ン タ ク ト を 行 い ， 評 価 を 受 け る た め の 可 能 性 に つ い て 引 き 続 き 調 整 を 行 う 。
- ⑦a. 英語版ホームページの再構築，広報パンフレット・案内表示・各種申請書式等の英訳化等を実施し，キャンパス内コミュニケーションの多言語化を推進する。
- b. 「広島地域留学生交流推進会議」，「東広島市国際化推進協議会」等を通じて，留学生支援に関する自治体との協力体制を強化する。
- c. 私費留学生に対する授業料免除，大学宿舎，奨学金の支援について改善方策を推進する。
- ⑧ 既存の「特別プログラム」の運営を引き続き支援するとともに，新たに立ち上げを検討している部局への支援を行う。
- ⑨ データベースを構築し，それを利用して，帰国留学生に，メールマガジンや英文ホームページによる大学情報発信や同窓会開催案内を実施するなどのフォローアップ体制を整備する。

【教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策】

- ① 教職員の国際的活動能力を育成するためのF D及びS Dを実施し，一層の充実を図る。
- ② 学内評価基準やI N U Global Citizenshipに基づき，国際交流活動に貢献した学生・教職員の表彰を開始する。
- ③a. 途上国の大学や海外協定大学と連携した共同開発事業等を引き続き推進する。また，教育開発国際協力研究センターが推進するA. Aダイアログ（アジア・アフリカ間対話）の支援を行う。
- b. 国際協力の観点から，本学の図書を海外の大学図書館等へ寄贈する。
- c. ストックホルム平和科学研究所（SIPRI）と連携して，データベース（FIRST）の日本語化を行う。
- ④a. 独立行政法人国際協力機構と連携して，技術支援事業等への参加を推進する具体策を実施する。
- b. J B I C（H16年7月）及びJ I C A（H17年12月）と締結した協力協定に基づく連携

事業や人材交流等の国際貢献に全学的な参加を促すためのFD・SDを実施する。

- c. 国際援助機関（WB，ADB等）からの国際協力プロジェクトの受託に必要なFD・SDを実施し，国際協力事業に積極的に参画できる人材育成や環境整備の充実を図る。
- ⑤ 各部局におけるJBIC及びJICAのアジア地域に係る国際協力プロジェクトの受託や人材育成事業による研修員受入れ等を積極的に支援し，アジア地域における人材養成の国際的拠点としての機能整備を推進する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

【良質な医療人養成の具体的方策】

- ④a. 臨床実習教育研修センターと医学部・歯学部・薬学部附属医療人教育開発センターとの連携システムの構築に向けて，更に検討する。
- b. 臨床実習教育研修センターに看護実践教育研修センターの機能を統合させる方策についての検討に着手する。
- c. 薬剤師，臨床検査技師，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士等の研修生受入体制構築に向けた検討に着手する。

【研究成果の診療への反映や先端的医療の展開のための具体的方策】

「臨床研究部」を新設する。

- ①a. 大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所等と連携した探索医療を推進するための組織を継続して整備する。
- b. 探索医療開発に繋がる基礎研究等への研究費支援等の具体的方策を実施する。
- ②a. 大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所等と連携した高度先進医療を推進するための組織を継続して整備する。
- b. 高度先進医療の開発に繋がる基礎研究等への研究費支援等の具体的方策を実施する。
- ③ 高度先進医療及び治験の検証を実施する。
- ④ 受託研究及び治験の目標受託件数及び目標実施率を設定し，実施する。

【質の高い医療とサービスの提供に関する具体的方策】

- a. 「地域連携室」の機能を充実させる。
- b. クリニカルパスの適用症例を増加させる。
- c. 手術待ち期間を短縮させる。
- d. 病院全体に，ISO9001の品質マネジメントシステムを導入する。
- e. ICT（インфекション・コントロールチーム），NST（ニュートリション・サポートチーム），緩和ケア・チームを活用したチーム医療を実践する。
- ① 人員配分を含めた診療科の見直し・再編成原案を作成する。
- ③a. 新外来棟・中央診療棟の整備計画を作成する。
- b. 新外来棟・中央診療棟の整備計画を含む新時代の医療に対応できる環境整備長期計画案作成に着手する。
- ⑥a. 医療情報システムを更新する。
- b. 院内のIT化を推進する。

- ⑦ 医療安全に係る IS09001 の品質マネジメントシステムを実践する。
- ⑨ 大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所，大学院保健学研究科，大学院教育学研究科等の臨床分野の人材の専門診療等への参加を強化・促進する。

【効率的な経営に関する具体的方策】

- ②a. 毎月，診療科ごとの原価計算に基づき，収支バランスの評価等の経営分析を行う。
- b. 検査部門の効率的運営を実施する。
- ③ 材料（薬品を含む。）管理の I T 化を進め，医療材料の在庫の 5 0 % 縮減（平成 1 6 年度比）を行う。
- ④a. 医員を契約職員（医科診療医又は歯科診療医等）に配置換えして処遇を改善するとともに，その員数及び配置の改善を継続して行う。
- b. 医療技術職員の処遇改善を行う。
- c. クラークを活用して，診療報酬請求漏れを減少させる。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

【附属学校の再編・統合に関する具体的方策】

5 地域に分かれている附属幼稚園・小・中・高等学校の 3 組織への再編・統合・移転計画の構想を策定するとともに，移転地等の調査を行う。

【大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策】

- ① 附属学校と大学との高大連携システムの具体案を検討する。
- ② 大学と附属学校の相互支援の新システムの具体案を作成する。
- ③ 大学における専門的学問研究上の調査に対する協力システムについて分析・評価を行う。
- ④a. 大学との研究連携の新システムの具体案を作成する。
- b. 平成 1 8 年度に行った共同研究の評価を行い，改善点を検討し，引き続き共同研究を実施する。
- c. 平成 1 8 年度に実施した第 1 回広島大学附属学校園合同全国フォーラムの効果について分析・評価を行い，次回開催について検討する。
- ⑤ 全学的教育実習実施体制である教員養成会議に教育実習に関する改善案を提案する。

【学校運営の改善に関する具体的方策】

- ①a. 平成 1 8 年度に整備見直しをした職務権限及び職務内容に基づき，機能的な学校運営を実施する。
- b. 試行結果をもとに改善し，校園長のリーダーシップの下で新たな学校評価制を実施する。
- c. 試行結果をもとに改善し，校園長のリーダーシップの下で教員の人事評価を実施する。
- ② 老朽化した校舎・施設等の改善計画を進めるとともに，可能なものから整備を行う。
- ③a. 平成 1 8 年度に改訂した諸規則等に基づき，学校運営を行う。
- b. 附属学校関係電子掲示版の利活用について分析・評価を行う。
- c. 平成 1 8 年度に作成した個人情報取扱マニュアルに基づき業務を実施する。

【附属学校の目標を達成するための入学者選抜方法の改善に関する具体的方策】

新しい入学調査方法について分析・評価を行い，新入学調査制度の平成 2 0 年度実施に

向けて検討する。

【公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策】

- a. 公立学校からの短期交流研修について継続して検討する。
- b. キャリアパスを考慮した公立学校との人事交流について検討する。

【全国的に模範となる教育を行うための具体的方策】

- a. 教育効果を考えた特色ある教育課程を編成し、基礎的・先進的教育実践を行う。
- b. 平成18年度に実施した第1回広島大学附属学校園合同全国フォーラムの効果について分析・評価を行い、次回開催について検討する。
- c. 継続して、SSH・研究開発学校等の文部科学省の各研究指定事業や科学研究費補助金等に積極的に応募する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

【全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策】

- ①a. 平成18年度に収集した大学経営指標に係る組織情報と経営分析の試行結果から、大学経営指標体系の見直しを行う。
- b. 他大学の経営情報分析組織について調査・分析を行う。
- ② 平成18年度の海外の大学の調査等を踏まえ、経営戦略の具体案を立案する。
- ③a. 理事・副学長マネジメントレビュー及び学長マネジメントレビューの運用を開始する。
- b. 公益通報者保護に係る研修を行い、公益通報を業務改善に結びつける意識改革を図る。

【運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策】

- ①a. 次期事務用電子計算機システムの仕様を決定する。
- b. 現在の電子事務局の機能を改善・強化した新電子事務局の仕様を決定する。
- c. 部局内での教職員間の情報共有のために、部局単位での電子事務局の活用を支援する。
- d. ビジョン共有型運営の実現のため、大学運営に関し責任を持つ立場の役職員限定の電子掲示板の活用を図る。
- ②a. 学内コンセンサスに留意しつつ、教育研究の活性化を図るため、役員会の下での企画会議や部会を活用し、機動的・弾力的な企画・立案・改善を行う。
- b. 企画・立案・改善体制の確立のため、学長マネジメントレビューの運用を開始する。
- ③ 各組織の目標管理の定着に向けて、管理職研修を試行する。

【教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策】

教職員が一体となって教学及び経営の両面における大学運営に関する企画・立案、執行、評価及び改善に当たるため、バランス・スコアカードを用いた目標管理の手法について全学展開を図る。

【全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策】

- ① 全学的視点からの効率的な人的資源配分のために「部局分（「部局基礎分」と「部局付加分）」及び「全学調整分」による教員の人員配分を行う。

【内部監査機能の充実に関する具体的方策】

- a. 運営目標の達成のための諸活動の効率的な業務推進を図るため、合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で内部監査等を実施し、これに基づき特に改善を重視して助言、勧告を行い、その改善や変革を支援する。
- b. 業務の効率性、質の向上や透明性の確保を図るため、内部統制機能の整備・運用状況を検証し、より不正や誤謬等のエラーが発生しにくい仕組みを提案する。加えて、統制手続きが効果的かつ継続的に実施されているか監視し、社会的信頼性を確保する。

【国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策】

教育研究等の質的向上や業務運営の効率化のために、大学間で連携・協力した事業を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策】

- ①② 平成18年度に提言した「広島大学における教育研究体制について」及び「広島大学における附置研究所及びセンター等の整備について」に基づき、教育研究組織の編成・見直しを推進する。

【教育研究組織の見直しの方向性】

- ① 平成18年度に提言した「広島大学における教育研究体制について」を踏まえ、本学における専門職大学院の在り方について検討する。
- ⑤ 平成18年度に提言した「広島大学の教員養成の在り方について」に基づき、本学の特色を生かした教員養成系の整備・充実を推進する。
- ⑥ 平成18年度に提言した「広島大学における教育研究体制について」に基づき、各研究科で大学院教育の実質化を行った上で、可能などころから大学院改組・再編に取りかかる。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

【人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策】

- ①～②a. 教員の個人評価に関する基本方針に基づき、年次評価及び定期評価を試行する。
- b. 大学教員以外の職員について、公務員制度改革の動向等を踏まえ、公正な人事評価システムの導入に向けて、基本的な考え方をまとめ、試行導入し、その検証・改善を行い、制度の構築を図る。
- ③a. 教員の勤務成績に応じて、休暇等の面で配慮することが可能な制度として、平成18年度に整備したサバティカル研修制度の導入を図る。
- b. 大学教員以外の職員の人事評価結果を、昇進、昇給及び賞与等へ反映させるための基準・方法の基本方針等をまとめる。

【柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策】

- ① 柔軟で多様な勤務形態について継続的に検討し、必要に応じて導入する。
- ② 大学教員以外の職員のうち、定年後も引き続き勤務を希望する者について、雇用上限年齢を65歳まで段階的に引き上げる再雇用制度の円滑な運用を図るとともに、大学教員についても継続雇用制度の導入について検討に着手する。

- ③ 教育主担当教員，研究主担当教員，診療主担当教員及び教育研究支援主担当教員等を配置する新たな制度の整備を図る。

【外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策】

- ②a. 「広島大学男女共同参画宣言」（平成18年10月17日）を踏まえ，女性教員等の採用を促進するための諸施策を検討・導入する。
- b. 保育施設の設置に着手する。

【事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策】

- ① 目標管理制度及び勤務評定制による人事評価の結果を身上調書制度と連携させ，配置と処遇に反映させることについて，人事評価の全学的試行を踏まえ，引き続き検討する。
- ② 平成18年度にまとめた職位の在り方及びポスト数の見直し等を踏まえ，職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア体系について段階的な確立を図る。
- ④ 階層別研修及び実務研修の検証・改善・充実を図るとともに，他機関の共同事業又は主催事業の研修等の受講を継続的に推進・支援するほか，人事評価システム及び身上調書制度を活用した人材育成について更に検討する。

【中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策】

- ① 教育研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に関する企画・立案を行うとともに，人件費削減への対応を踏まえた全学的視点からの人件費（人員）管理による教職員人事の適正化を継続的に推進する。
- ②a. 教員数の各部局への配分は，部局長裁量分としての「部局基礎分」並びに学長裁量分としての「部局付加分」及び「全学調整分」の3区分を基本として行う。
- b. 事務職員の配置は，業務組織の見直し及び業務改善を踏まえた需要や必要性に応じて行う。
- ④ 全学的な人員管理の方針の下，教室系技術職員については，各部局等の意見・要望等を踏まえて，限られた資源の効率的・弾力的利用を推進する。
- ⑤ 中期計画の人件費削減を踏まえ，概ね1%の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策】

- ① 部局業務の標準化及び業務組織の在り方について検討し，部局組織の再編に関する方向性をまとめる。
- ②a. 各部署においてマニュアルの作成されていない業務について，業務マニュアルの整備を進める。
- b. 各部署で作成された業務マニュアルを電子事務局等に掲載するよう周知・徹底し，業務ノウハウの共有化を進める。
- ③a. バランス・スコアカードを用いた目標管理の手法について全学展開を図る。
- b. 財務部の会計事務処理等のアウトソーシングによる人件費削減を進める。
- c. 学生サービスの質の向上と業務改善を目的として，品質マネジメントシステム（ISO9001）の導入について検討を行う。

- ④a. 次期事務用電子計算機システムの仕様を決定する。
- b. 現在の電子事務局の機能を改善・強化した新電子事務局の仕様を決定する。
- c. 電子掲示板を利用して、各種の通知や業務処理方法を発信し、情報の共有化を図り、その機能・効果の評価を行い、更に利便性を高めていく。
- ⑤a. 文書管理システムの運用を進めながら、引き続き機能充実を図る。
- b. 廃棄簿の整備方法を引き続き検討する。
- ⑥a. ERP（統合基幹業務システム）を用いた学生情報システムの開発に着手する。
- b. ERPを用いた教員活動状況DBの稼働を開始する。
- c. ERPを用いた大学経営指標分析システムを開発する。
- d. ERPを用いた会計支援システムの開発に着手する。

【業務のアウトソーシング等に関する具体的方策】

- ①～②a. コア業務以外の業務の外部委託化を進め、運営組織のスリム化を推進する。
- b. 業務委託内容の見直しを行い、費用対効果や委託内容の検討を引き続き行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策】

- ① 各部局の特性を考慮し、部局毎に目標を設定するとともに、達成方法を検討する。
- ② 産学官関連事業の強化による外部研究資金の増額策として、専門コーディネーターの増員を図る。

【収入を伴う事業の実施に関する具体的方策】

- ①a. クリニカルパスの適用症例を増加させる。
- b. 病床管理機能を強化する。
- ② 診療報酬査定減率は、平成16年度（0.52%）の水準を維持する。
- ③a. 病院管理会計システムを活用して、診療経費を節減する。
- b. 「東広島歯科診療所」の機能を充実させる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【管理的経費の抑制に関する具体的方策】

- ① 全学的な管理的経費（光熱水料，施設維持管理経費，管理運営を補助する職員の人件費等）の効率的執行に関する企画・立案を行うとともに、全学的管理により、その抑制及び事務負担の軽減化を図る。
- ②a. 光熱水料の目標値（前年度比削減）の達成に向け、インセンティブが働く学内システムを継続する。
- b. エネルギーについては、管理標準を見直し、消費原単位の削減目標を前年度比1%とする。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策】

- ① 全学的管理である全学共用スペースを拡充して、効率的・効果的な運用を推進する。
- ② 安定的な教育研究活動を支援するため、施設の使用状況実態調査を毎年実施し、改善事項を部局等へ報告する。また、同調査で得たデータにより、基礎配分施設面積基準（広本版基準面積（案））を作成する。
- ③ 講義室等の全学管理による効率的運用方針案を基に、実施に向けて引き続き検討する。
- ④a. 全学共用スペースのレンタルラボについて施設使用料を徴収する。また、配分施設面積基準に基づく施設使用料徴収については、検討を継続する。
- b. 空き時間帯の講義室等を学外者へ有償貸与する制度を継続し、資産の効率的・効果的運用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【自己点検・評価の改善に関する具体的方策】

- ① 「自己点検・評価」、「国立大学法人評価」、「認証評価」に対応した自己点検・評価を行い、構築した自己点検・評価システムの検証・見直しを行う。
- ② 経営分析、自己点検・評価及び認証評価機関による認証評価に資するため、ERPを用いた組織情報収集・提供システムを開発する。
- ③a. 新教員活動状況調査システム（仮称）の運用を開始する。
- b. 管理職研修により、組織目標の達成状況を把握し、改善につなげる仕組みを試行する。

【評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策】

- ① 各組織では、自己点検結果に基づいて具体的な改善を図るとともに、改善結果を含め自己点検結果を公表することを定着させる。
- ② 各組織が行う点検・評価及びそれに基づいた改善結果について、学長室において全学的視点から分析・再評価し、それに基づいて学長は中期計画を達成するため、学長マネジメントレビューの運用を開始する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

【大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策】

- ①a. 「広島大学ウェブマネジメントシステム」の導入を促進する。また、部局サイトのコンテンツの統一化に向けた検討に着手する。
- b. ホームページ、広報紙等を活用して、積極的な情報提供を継続的に行う。
- ②a. 各種出版物やホームページの整備を更に充実する。
- b. 外国への広報（広報パンフレット、ウェブページの作成・管理等）を効果的・効率的にする方策を担当する専任スタッフを配置する。
- ③a. 情報提供を容易にするため、公開の対象となる情報について恒常的に整理・保存を継続して行う。
- b. 情報開示に関連する先例、判例、事例等を収集・研究し、迅速な開示を行う。

- c. 個人情報保護士の資格取得を推進する。
- d. 個人情報の監査を実施する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

【施設等の整備に関する具体的方策】

- ① 構成員や学外者の利便性・安全性に配慮しながら策定した交通整備計画により整備を行う。
- ② 安全と環境に配慮し、キャンパスの特性を活かした教育研究環境の整備を行う。
- ③ 老朽した施設の整備を行う。
- ④a. キャンパス情報ネットワーク（HINET）の更新に着手する。
- b. 次期事務用電子計算機システムの仕様を決定する。
- c. 現在の電子事務局の機能を改善・強化した新電子事務局の仕様を決定する。
- d. 教育研究用計算機システムの更新に向け検討を開始する。
- e. 次期図書館システム構築に向け、情報政策室や情報メディア教育研究センター等と連携しながら、セキュリティとユーザビリティを両立させるシステムの導入を図る。
- f. 情報政策室や情報メディア教育研究センター等と連携しながら、学生の学習環境改善のために、情報セキュリティに優れた図書館内の情報機器の整備充実を図る。

【施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策】

- ①a. 施設マネジメントシステムの導入を年次計画で進める。
- b. 施設整備基本計画の策定・見直しを行う。
- c. 施設の一元管理を推進するために、施設マネジメントの執行体制を確立する。
- ② 施設の利用状況調査等を毎年実施し、効果的な改修整備と施設の有効活用のための方策を見直す。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策】

- ①a. 危険薬品等の管理、防災対策、廃棄物処理等学内構成員及び周辺住民の安全に関わる学内の対応を定期的（毎月）に点検する。また、5S（整理、整頓、清潔、清掃、習慣）の実行を浸透させ、必要な安全管理・事故防止対策を講ずる。
- b. 薬品管理システムを全学（大学院総合科学研究科・大学院先端物質科学研究科・大学院生物圏科学研究科・大学院医歯薬学総合研究科・原爆放射線医科学研究所外）に拡大導入する。
- ② 各キャンパスの防災マニュアルに基づき防災訓練を実施する。また、地域とも連携した防災訓練も行う。
- ③ 模範的なキャンパスの実現を図るため、P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）等の遵守、適正な廃棄物処理の徹底等を全学に周知する。

- ④ 環境安全センターにおいて、継続して実験廃液の処理を含めた環境管理並びに学生及び職員の安全管理に関する専門的業務を行うとともに、環境及び安全に関する教育研究を行い、大学の環境管理と安全管理を行う。

【学生等の安全確保等に関する具体的方策】

- ① 廃水廃棄物処理に関わる環境・安全教育は、理系学生を対象に入学時を含め定期的を実施する。
- ②a. 「学生生活の手引」の生活安全に関わる内容をホームページ上に掲載し、利便性を図るなど、学生生活の安全度を向上させる。
- b. 平成18年度に洗い出したリスクに対応した危機管理体制を整備する。
- c. 学生・教職員（その家族を含む。）の派遣・受入れに係る危機管理の在り方について、全学的視野にたった危機管理対応マニュアル，緊急連絡網を構築し，セミナー・講習会等で周知を図る。
- ③ 危険薬品類の取扱いや室内環境衛生対策等の安全衛生教育は，入学時を含め定期的を実施する。
- ④ 情報セキュリティ対策の実施状況の点検に基づいて，改善策を検討・実施する。
- ⑤a. 情報セキュリティ啓発活動を実施する。
- b. 情報セキュリティ教育を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

69億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

病院における建物新営及び改修等工事並びに病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学霞団地の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び運営組織の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
・（霞）耐震対策事業	総額 3,730	施設整備費補助金（2,972）
・（春日他）耐震対策事業		長期借入金（668）
・（医病）基幹・環境整備		国立大学財務・経営センター施設費 交付金
・小規模改修		（90）

注）金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

（1）人事評価システムの整備・活用

- ① 教員の個人評価に関する基本方針に基づき、年次評価及び定期評価を試行する。
- ② 大学教員以外の職員について、公務員制度改革の動向等を踏まえ、公正な人事評

価システムの導入に向けて、基本的な考え方をまとめ、試行導入し、その検証・改善を行い、制度の構築を図る。

- ③ 教員の勤務成績に応じて、休暇等の面で配慮することが可能な制度として、平成18年度に整備したサバティカル研修制度の導入を図る。
- ④ 大学教員以外の職員の人事評価結果を、昇進、昇給及び賞与等へ反映させるための基準・方法の基本方針等をまとめる。

(2) 柔軟で多様な人事制度の構築

- ① 柔軟で多様な勤務形態について継続的に検討し、必要に応じて導入する。
- ② 大学教員以外の職員のうち、定年後も引き続き勤務を希望する者について、雇用上限年齢を65歳まで段階的に引き上げる再雇用制度の円滑な運用を図るとともに、大学教員についても継続雇用制度の導入について検討に着手する。
- ③ 教育主担当教員，研究主担当教員，診療主担当教員及び教育研究支援主担当教員等を配置する新たな制度の整備を図る。

(3) 外国人・女性等の教員採用の促進

- ① 「広島大学男女共同参画宣言」（平成18年10月17日）を踏まえ、女性教員等の採用を促進するための諸施策を検討・導入する。
- ② 保育施設の設置に着手する。

(4) 事務職員等の採用・養成・人事交流

- ① 目標管理制度及び勤務評定制度による人事評価の結果を身上調書制度と連携させ、配置と処遇に反映させることについて、人事評価の全学的試行を踏まえ、引き続き検討する。
- ② 平成18年度にまとめた職位の在り方及びポスト数の見直し等を踏まえ、職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア体系について段階的な確立を図る。
- ③ 階層別研修及び実務研修の検証・改善・充実を図るとともに、他機関の共同事業又は主催事業の研修等の受講を継続的に推進・支援するほか、人事評価システム及び身上調書制度を活用した人材育成について更に検討する。

(5) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理

- ① 教育研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に関する企画・立案を行うとともに、人件費削減への対応を踏まえた全学的視点からの人件費（人員）管理による教職員人事の適正化を継続的に推進する。
- ② 教員数の各部局への配分は、部局長裁量分としての「部局基礎分」並びに学長裁量分としての「部局付加分」及び「全学調整分」の3区分を基本として行う。
事務職員の配置は、業務組織の見直し及び業務改善を踏まえた需要や必要性に応

じて行う。

- ③ 全学的な人員管理の方針の下、教室系技術職員については、各部局等の意見・要望等を踏まえて、限られた資源の効率的・弾力的利用を推進する。
- ④ 中期計画の人件費削減を踏まえ、概ね1%の削減を図る。

(参考1) 平成19年度の常勤職員数 2,653人
また、任期付職員数の見込みを 501人とする。

(参考2) 平成19年度の人件費総額見込み32,520百万円(退職手当は除く。)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	27,643
施設整備費補助金	2,972
補助金等収入	204
国立大学財務・経営センター施設費交付金	90
自己収入	28,645
授業料及入学金検定料収入	9,062
附属病院収入	19,210
財産処分収入	0
雑収入	373
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,338
長期借入金収入	668
目的積立金取崩	1,192
計	65,752
支出	
業務費	48,275
教育研究経費	30,938
診療経費	17,337
一般管理費	6,939
施設整備費	3,730
補助金等	204
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,338
長期借入金償還金	2,266
計	65,752

(注) 「運営費交付金」のうち、平成19年度当初予算額27,502百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額141百万円

「施設整備費補助金」は平成19年度当初予算額61百万円、前年度よりの繰越額2,911百万円

〔人件費の見積り〕

期間中総額32,520百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(うち、総人件費改革に係る削減対象となる人件費総額24,496百万円)

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	61,353
經常費用	61,353
業務費	55,708
教育研究経費	7,306
診療経費	10,713
受託研究費等	1,821
役員人件費	136
教員人件費	22,984
職員人件費	12,748
一般管理費	1,872
財務費用	446
雑損	0
減価償却費	3,327
臨時損失	0
収入の部	61,537
經常収益	61,537
運営費交付金	27,470
授業料収益	7,060
入学金収益	1,168
検定料収益	253
附属病院収益	19,210
受託研究等収益	2,387
補助金等収益	193
寄附金収益	1,345
財務収益	50
雑益	945
資産見返運営費交付金等戻入	320
資産見返補助金等等戻入	5
資産見返寄附金戻入	357
資産見返物品受贈額戻入	774
臨時利益	0
純利益	184
目的積立金取崩益	367
総利益	551

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	72,176
業務活動による支出	57,473
投資活動による支出	6,013
財務活動による支出	2,266
翌年度への繰越金	6,424
資金収入	72,176
業務活動による収入	60,640
運営費交付金による収入	27,502
授業料及入学金検定料による収入	9,062
附属病院収入	19,210
受託研究等収入	2,901
補助金等収入	204
寄附金収入	1,437
その他の収入	324
投資活動による収入	3,112
施設費による収入	3,062
その他の収入	50
財務活動による収入	668
前年度よりの繰越金	7,756

別表（学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数）

総合科学部	総合科学科	520人
文学部	人文学科	580人
教育学部	第一類（学校教育系）	720人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	第二類（科学文化教育系）	352人
	第三類（言語文化教育系）	336人
	第四類（生涯活動教育系）	352人
	第五類（人間形成基礎系）	220人
法学部	法学科 昼間コース	580人
	夜間主コース	180人
経済学部	経済学科 昼間コース	620人
	夜間主コース	260人
理学部	数学科	188人
	物理科学科	264人
	化学科	236人
	生物科学科	136人
	地球惑星システム学科	96人
	学部共通3年次編入学	20人
医学部	医学科	600人 (うち医師養成に係る分野 600人)
	保健学科	520人
	総合薬学科（注1）	120人
歯学部	歯学科	355人 (うち歯科医師養成に係る分野 355人)
	口腔保健学科	120人
薬学部	薬学科	76人
	薬科学科	44人
工学部	第一類（機械システム工学系）	420人
	第二類（電気・電子・システム・情報系）	540人
	第三類（化学・バイオ・プロセス系）	460人
	第四類（建設・環境系）	540人
	学部共通3年次編入学	20人

生物生産学部	生物生産学科	380人	
総合科学研究科	総合科学専攻	160人 〔うち修士課程 120人〕 〔 博士課程 40人〕	
文学研究科	人文学専攻	224人 〔うち修士課程 128人〕 〔 博士課程 96人〕	
教育学研究科	学習科学専攻	38人 〔うち修士課程 38人〕	
	障害児教育学専攻	10人 〔うち修士課程 10人〕	
	科学文化教育学専攻	70人 〔うち修士課程 70人〕	
	言語文化教育学専攻	68人 〔うち修士課程 68人〕	
	生涯活動教育学専攻	50人 〔うち修士課程 50人〕	
	教育学専攻	30人 〔うち修士課程 30人〕	
	心理学専攻	38人 〔うち修士課程 38人〕	
	高等教育開発専攻	10人 〔うち修士課程 10人〕	
	学習開発専攻	27人 〔うち博士課程 27人〕	
	文化教育開発専攻	66人 〔うち博士課程 66人〕	
	教育人間科学専攻	54人 〔うち博士課程 54人〕	
	社会科学研究科	法政システム専攻	63人 〔うち修士課程 48人〕 〔 博士課程 15人〕
		社会経済システム専攻	80人 〔うち修士課程 56人〕 〔 博士課程 24人〕
マネジメント専攻		98人 〔うち修士課程 56人〕 〔 博士課程 42人〕	

理学研究科	国際社会論専攻（注2）	5 人	[うち博士課程 5人]
	数学専攻	77 人	[うち修士課程 44人] [博士課程 33人]
	物理学専攻	99 人	[うち修士課程 60人] [博士課程 39人]
	化学専攻	79 人	[うち修士課程 46人] [博士課程 33人]
	生物科学専攻	84 人	[うち修士課程 48人] [博士課程 36人]
	地球惑星システム学専攻	35 人	[うち修士課程 20人] [博士課程 15人]
	数理分子生命理学専攻	79 人	[うち修士課程 46人] [博士課程 33人]
	先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	86 人
分子生命機能科学専攻		81 人	[うち修士課程 48人] [博士課程 33人]
半導体集積科学専攻		51人	[うち修士課程 30人] [博士課程 21人]
保健学研究科		保健学専攻	119 人
	工学研究科	機械システム工学専攻	139 人
複雑システム工学専攻		81 人	[うち修士課程 48人] [博士課程 33人]

生物圏科学研究科	情報工学専攻	93 人	[うち修士課程 54人] [博士課程 39人]	
	物質化学システム専攻	123 人	[うち修士課程 72人] [博士課程 51人]	
	社会環境システム専攻	149 人	[うち修士課程 86人] [博士課程 63人]	
	生物資源科学専攻	84 人	[うち修士課程 60人] [博士課程 24人]	
	生物機能開発学専攻	72 人	[うち修士課程 48人] [博士課程 24人]	
	環境循環系制御学専攻	71 人	[うち修士課程 38人] [博士課程 33人]	
	生物圏共存科学専攻 (注3)	21 人	[うち博士課程 21人]	
	生物資源開発学専攻 (注3)	26 人	[うち博士課程 26人]	
	医歯薬学総合研究科	創生医科学専攻	228 人	[うち博士課程 228人]
		展開医科学専攻	184 人	[うち博士課程 184人]
薬学専攻		122 人	[うち修士課程 86人] [博士課程 36人]	
医歯科学専攻		40 人	[うち修士課程 40人]	
国際協力研究科	開発科学専攻	152 人	[うち修士課程 86人] [博士課程 66人]	
	教育文化専攻	98 人	[うち修士課程 56人] [博士課程 42人]	
法務研究科	法務専攻	180 人	[うち専門職学位課程 180人]	

特別支援教育特別専攻科	30人
附属小学校	480人 学級数 12
附属東雲小学校	552人 学級数 18
附属三原小学校	480人 学級数 12
附属中学校	360人 学級数 9
附属東雲中学校	264人 学級数 9
附属三原中学校	240人 学級数 6
附属福山中学校	360人 学級数 9
附属高等学校	600人 学級数 15
附属福山高等学校	600人 学級数 15
附属幼稚園	90人 学級数 3
附属三原幼稚園	160人 学級数 5

(注)

注1. 医学部の総合薬学科は、平成18年度に薬学部（薬学科及び薬科学科）へ改組。

その収容定員は、平成20年度限りである。

注2. 社会科学研究科の国際社会論専攻は、平成18年度に廃止。

その収容定員は、平成19年度限りである。

注3. 生物圏科学研究科の生物圏共存科学専攻及び生物資源開発学専攻は、平成18年度に生物資源科学専攻及び生物機能開発学専攻へ改組。
その収容定員は、平成19年度限りである。